

■ Article(vol.52) ■

民法改正の動向

ー 「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」の概要ー

日本大学法学部准教授 大久保 拓也

ー はじめに

市民社会の枠組みを規律する基本法典である民法の改正作業が行われている。

民法の債権関係の見直しは、平成 18 年 10 月から民法（債権法）改正検討委員会が検討を始め、平成 21 年 3 月に「債権法改正の基本方針」（検討委員会試案）および提案要旨がとりまとめられている（注 1）。その後平成 21 年 10 月に法務大臣から法制審議会に改正が諮問されて検討が重ねられ（注 2）、平成 23 年 5 月に「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（以下、中間論点整理という）および「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」（以下、補足説明という）が公表されている

（これは、法務省 HP (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900074.html>)、または、電子政府の総合窓口（e-Gov、<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080078&Mode=0>）のパブリック・コメント欄から入手できる）。

本稿は、その概要と今後の民法改正の動向を紹介するものである。

二 中間論点整理の概要

中間論点整理が見直しの対象としているのは、民法の「第 3 編 債権」の総則（399 条～520 条）、契約（521 条～696 条）、並びに、「第 1 編 総則」の法律行為（90 条～137 条）、期間の計算（138 条～143 条）、時効（144 条～174 条の 2）である。具体的な論点は下記のとおりである。

中間論点整理の論点		見直対象箇所
第 1	債権の目的	民法 399 条～411 条
第 2	履行請求権等	民法 414 条
第 3	債務不履行による損害賠償	民法 412 条、415～419 条、541 条
第 4	賠償額の予定	民法 420 条～421 条
第 5	契約の解除	民法 541 条～545 条、548 条
第 6	危険負担（民法第 534 条から第 536 条まで）	民法 534 条～536 条
第 7	受領遅滞	民法 413 条
第 8	債務不履行に関連する新規規定	新設
第 9	債権者代位権	民法 423 条
第 10	詐害行為取消権	民法 424 条
第 11	多数当事者の債権及び債務（保証債務を除く。）	民法 432 条～445 条、429 条 商法 511 条
第 12	保証債務	民法 446 条～465 条の 5
第 13	債権譲渡	民法 466 条～468 条
第 14	証券的債権に関する規定	民法 469 条～473 条、480 条
第 15	債務引受	新設

第 16	契約上の地位の移転(譲渡)	新設
第 17	弁済	民法 474 条～504 条
第 18	相殺	民法 505 条～512 条
第 19	更改	民法 513 条～518 条
第 20	免除及び混同	民法 519 条～520 条
第 21	新たな債権消滅原因に関する法的概念(決済手法の高度化・複雑化への民法上の対応)	新設
第 22	契約に関する基本原則等	新設
第 23	契約交渉段階	新設
第 24	申込みと承諾	民法 521 条～528 条
第 25	懸賞広告	民法 529 条～532 条
第 26	第三者のためにする契約	民法 537 条～539 条
第 27	約款(定義及び組入要件)	新設
第 28	法律行為に関する通則	民法 90 条～92 条
第 29	意思能力	新設
第 30	意思表示	民法 93 条～98 条の 2
第 31	不当条項規制	新設
第 32	無効及び取消し	民法 119 条～125 条
第 33	代理	民法 99 条～118 条
第 34	条件及び期限	民法 127 条～137 条
第 35	期間の計算	民法 138 条～143 条
第 36	消滅時効	民法 144 条～161 条、166 条～174 条の 2
第 37	契約各則－共通論点	新設
第 38	売買－総則	民法 556 条～557 条
第 39	売買－売買の効力(担保責任)	民法 560 条～572 条
第 40	売買－売買の効力(担保責任以外)	民法 555 条、559 条、573 条～578 条
第 41	売買－買戻し、特殊の売買	民法 579 条～585 条
第 42	交換	民法 586 条
第 43	贈与	民法 549 条～554 条
第 44	消費貸借	民法 587 条～591 条
第 45	賃貸借	民法 601 条～621 条
第 46	使用貸借	民法 593 条～600 条
第 47	役務提供型の典型契約(雇用、請負、委任、寄託)総論	新設
第 48	請負	民法 632 条～642 条
第 49	委任	民法 643 条～656 条 商法 543 条～547 条
第 50	準委任に代わる役務提供型契約の受皿規定	民法 656 条
第 51	雇用	民法 623 条～631 条
第 52	寄託	民法 657 条～666 条
第 53	組合	民法 667 条～688 条
第 54	終身定期金	民法 689 条～694 条
第 55	和解	民法 695 条～696 条
第 56	新種の契約	新設(新たな典型契約、ファイナンス・リース)
第 57	事情変更の原則	新設
第 58	不安の抗弁権	新設
第 59	契約の解釈	新設
第 60	継続的契約	新設
第 61	法定債権に関する規定に与える影響	民法 400 条、416 条等
第 62	消費者・事業者に関する規定	消費者法等との関係
第 63	規定の配置	民法の債権関係の規定の配置

三 民法改正（見直し）の基本的観点

上記の項目について、民法改正（見直し）の基本的観点は、平成 21 年 10 月の法務大臣による民法改正の諮問（諮問第 88 号）にみられる、①社会・経済の変化への対応と、②国民一般への分かりやすさという二つであり、この観点から民法の改正（見直し）作業が行われている（補足説明 1～2 頁）。

（１）社会・経済の変化への対応

この観点から見直しが検討されている主なものとして、次の論点が挙げられる。

①中間論点整理第 1-5

現行民法では法定利率（民法 404 条）が年 5 分となっている。しかし、近時は低金利状態が続いているため、そのような状況を考慮して利率の変動制を採用すべきかどうかを検討されている。

②中間論点整理第 13-2

民法は、指名債権譲渡の対抗要件として、債務者が債権者からの債権譲渡通知を受けるか、または債務者がそれを承諾することが必要と定めている（民法 467 条 1 項）。そのため、対抗要件制度は債務者をインフォメーションセンターとし、債務者が債権譲渡通知や承諾の有無について回答しなければならない。しかし、近時、金融実務においては、企業が保有する在庫商品や機械設備等の動産を活用した資金調達の手法として、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律が動産譲渡登記による対抗要件を認めており、これと民法による対抗要件制度が並存していることで制度が煩雑になっているとの問題点が指摘されている。そこで、債権譲渡の対抗要件制度を見直すことが検討されている。

③中間論点整理第 31

現代社会においては、約款が重要である。約款は鉄道・バス・航空機等の運送約款、各種の保険約款、銀行取引約款等、様々な分野で利用されており、大量の取引を合理的、効率的に行うための手段として重要な意義を有する。しかし、個別の業法等に約款に関する規定が設けられていることはあるものの、民法にはこれに関する特別な規定は置かれていないため、中間論点整理では、約款を利用した取引の安定性を確保するなどの観点から、約款を契約内容とするための要件（組入要件）に関する規定を民法に設ける必要があるかどうかについて検討することとしている。

④中間論点整理第 36-1、2

消滅時効期間について、民法は債権の消滅時効期間を原則として 10 年とし（民法 167 条 1 項）、商事の消滅時効期間は 5 年（商法 514 条）とされている。さらに民法は短期の消滅時効期間を職業別に細かく分けて区分している（民法 170 条～174 条）。しかし、現代社会においてそのような区分が必ずしも妥当するとはいえないため、債権の消滅時効を短期化することや、細分化されている時効期間をある程度集約すべきかどうか等が検討されている。

(2) 国民一般への分かりやすさ

この観点とは、さらに、①判例法理の明文化と②不明確な規定の見直し(注 4)に区分される。

①判例法理の明文化

(a) 中間論点整理第 23-1

当事者は契約を締結するかどうかの自由を有し、いったん契約交渉を開始しても自由に破棄することができるのが原則である。しかし、交渉経緯によって契約交渉を不当に破棄したと評価される者が信義則上相手方に対する損害賠償義務を負う場合があることは従来から判例上も認められている。そこで、契約交渉の不当破棄に関する法理の明文化が検討されている。

(b) 中間論点整理第 23-2

契約を締結するに際して必要な情報は各当事者が自ら収集するのが原則である。しかし、当事者間に情報量・情報処理能力等の格差がある場合等には当事者の一方が他方に対して契約締結過程における信義則上の説明義務・情報提供義務を負うことがあるとされており、このことは従来からも判例上認められている。そこで、これに関する規定の明文化が検討とされている(注 3)。

(c) 中間論点整理第 28-2

民法 90 条は、公序良俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とすると規定する。公序良俗に反する行為として考えられてきた暴利行為は、判例法理において「相手方の窮迫、軽率又は無経験に乗じて著しく過当な利益を獲得する行為」として無効であると考えられてきた。しかし、民法 90 条の規定のみでは具体性に欠け、利用しにくいことから、暴利行為に関する判例法理について、民法 90 条の具体化として明文化することが検討されている。

(d) 中間論点整理第 57

判例上認められている事情変更の原則について、明文化すべきことが検討されている。これについては、濫用のおそれが増加すること等を理由として否定的な考え方と、信義則の具体的内容を明らかにする趣旨で明文化する方が分かりやすく望ましいとする肯定的な考え方がある。

②不明確な規定の見直し

(a) 中間論点整理第 22

契約を締結しようとする当事者には、①契約を締結するかしないかの自由、②契約の相手方を選択する自由、③契約の内容決定の自由、④契約の方式の自由があるとされている(契約自由の原則)。これに関する明文の規定は現行民法には置かれていないが、この原則の存在を前提にして民法が規律されていると考えられるため、その明文化が検討されている。

(b) 中間論点整理第 28-1

民法その他の法令では、「法律行為」という概念が用いられているが、民法にはその意義に関する一般的な規定が設けられていないため、意味が分かりにくいという問題が指摘されている。そこで、その意義について明文化することが検討されている。例えば、「契約、単独行為および合同行為をいう」との形式的な定義規定を設けるという考え方等である。

(c) 中間論点整理第 29

民法は意思能力に関する規定を置いていないものの、意思能力を欠く状態で行われた法律行為の効力が否定されるべきことには判例・学説上異論はない。そこでその明文化が検討されている。例えば、「法律行為をすることの意味を弁識する能力」や、より客観的に「事理を弁識する能力」等である。

(d) 中間論点整理第 59

民法は契約の解釈を直接扱った規定を設けていないが、その基本的な考え方が不明確な状態にあるのは望ましくないこと等から、契約の解釈に関する基本的な原則を民法に規定すべきであるとの考え方が示されている。

四 中間論点整理を読むに当たって一文末表現一

中間論点整理では、「～どうか。」という問いかけの形で記載されていることが特徴的である。これは、次に続く中間試案や最終的な改正要綱の前段階であるため敢えてそのような表現をとったとされている(中間試案等では「～ものとする。」という文末表現が用いられる)。この「～どうか。」という文末表現は、民法(債権関係)部会における議論の到達点に応じて、さらに次の3通りに書き分けられている(中間論点整理第1部3(2))。その表現の違いに注意すれば、中間論点整理で示されている改正の方向性が理解できることになる。

① 基本	「～について、更に検討してはどうか。」	基本形。今後更に検討されるべき論点であることを示す場合に用いられている。多くはこの表現による
	「～について、検討してはどうか。」	当初の部会資料にはなかったが、審議の過程で委員等の発言に基づいて新たに上げられた論点(「更に」が省かれる)
②	「～とする方向で、更に検討してはどうか。」	改正の方向性について民法(債権関係)部会の審議においてある程度のコンセンサスがあったと見られる論点
③	「～としてはどうか。」	より具体的な内容についてのコンセンサスがあると見られる論点

五 パブリック・コメント手続

中間論点整理は、平成 23 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで、パブリック・コメント手続に付されている。これは民法改正の第一ステージと位置づけられている。この段階では、基本的に次のステージで議論すべき論点の範囲を明らかにすることを目的としており、各論点で取り上げられている立法提案に対する賛否をとる趣旨のものではないとされている（中間論点整理第 1 部 3(3)）。

次の第二ステージは中間試案であり、この段階でもパブリック・コメント手続に付され、各論点についての賛否が問われることになる。

その後、要綱案の策定へと進むことになるとのことである。

（注 1）民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊 NBL126 号（平成 21 年）。検討の詳細は、民法（債権法）改正検討委員会 HP (<http://www.shojihomu.or.jp/saikenhou/index.html>) 参照。この内容の一部（保証）については、大久保拓也「債権法改正の動向－改正趣旨と保証債務関係を中心として－」Article の vol. 50 を参照。

（注 2）平成 21 年 11 月の第 1 回会議から民法（債権関係）部会で検討が行われ、第 26 回会議（平成 23 年 4 月 12 日）において「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に基づく審議が行われた（法務省 HP (http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html))。

（注 3）説明義務・情報提供義務に関する説明義務は、金融商品取引、消費者契約や医療行為において義務付けられている。それに関する規定を設ける場合の規定内容を検討するには、説明義務の対象事項、説明義務の存否を判断するために考慮すべき事情（契約の内容や当事者の属性等）等を考慮することになる。

（注 4）「不明確な規定の見直し」の観点が中間論点整理で掲げられているのは、民法典の改正の名宛人が、裁判官や弁護士等の法律の専門家ではなく、一般市民とされているため、条文に書かれていないルールと解釈論を知らなければ民法を理解できないのでは市民のための民法とはいえないという考え方が背景にある（内田貴『債権法の新時代—『債権法改正の基本方針』の概要—』（2009 年）15～16 頁）。

以上